

6 か月・1 年

W e b 版定期

(2026年 8 月 1 日現在)

1. 商品名	W e b 版定期（名称：金利上乘せ定期預金）
2. お取扱期間	2026 年 8 月 1 日から 2026 年 10 月 31 日までとなります。
3. ご利用いただける方	個人のお客さま
対象条件	「ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）」によりお預け入れいただいた定期預金が対象となります。
4. 預金種類	スーパー定期預金
5. お預け入れ期間	6 か月・1 年（元金継続型または元利継続型）
6. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	500 円以上 1,000 万円未満（1 口あたり） ＊ お一人さまあたりの口数および金額の上限はございません。 ＊ 1,000 万円以上のお預け入れの場合は、2 口以上に分けてお申込みいただきます。
(3) お預け入れ単位	1 円単位
7. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
8. 利息	
(1) 適用金利	・お預け入れ時の「スーパー定期預金」の店頭表示利率に 6 か月の場合は年 0.225%、1 年の場合は年 0.475% 上乘せした金利を初回満期日まで適用します。上乘せ金利幅については、金融事情等により見直す場合があります。 ・自動継続後の金利は、自動継続した日における店頭表示利率となり、上乘せ金利は適用されません。
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
9. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 ＊ マル優のご利用を希望される場合は、お取扱店までお申出ください。
10. 手数料	——
11. 付加できる特約条項	

当座貸越	・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。						
12. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%						
13. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。						
14. 金利情報の入手方法	店頭表示利率は、当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。						
15. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】 フリーダイヤル 0120-609-123 受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 【ホームページアドレス https://shizuoka.rokin.or.jp/】						
16. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話：054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡						

	県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
17. その他参考となる事項	・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。 ・ ご本人様名義の定期預金に限ります。 ・ A T Mおよび店頭でのご契約はできません。「ろうきんダイレクト」からお手続きください。

静岡県労働金庫